

## 第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

### 1 開催日時

開会 令和5年2月4日（土）14時00分

閉会 令和5年2月4日（土）17時00分

### 2 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール（盛岡市志家町1-10）

### 3 出席委員

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、高橋一佳教育次長、八重樫学教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、木村基教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、三浦隆学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、菊池郁聡学校教育室産業・復興教育課長、

#### 代理出席

細川徹ふるさと振興部学事企画担当課長

#### 欠席委員

米内靖士ふるさと振興部学事振興課総括課長、畠山剛文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

### 4 会議の概要

#### （1）議事

##### ア 部会の検討状況等について

- ・人事管理等検討部会
- ・部活動指導者研修検討部会
- ・自殺予防教育検討部会
- ・部活動参加体制等検討部会
- ・その他の検討部会

##### イ 再発防止「岩手モデル」策定に係る協議の継続について

#### （2）その他

【委員】まず事実関係で、こういうモデルを策定するに当たって、影響した事実なのではないかということで挙げたほとんどの点は反映いただいたが、4点反映されていない部分があるので、その点については再考いただきたい。

また別紙2〔理由の解明〕の対応につながったと考えられる要因のところについても1点反映されていないところがあったので、そちらも御検討いただきたい。

そのほか2点あり、今後2月中旬に再聴取、対象者への追加聴取があるということなので以下の点について御検討いただきたい。

1点目、部活動の顧問をするに当たって、その活動の成績が、教員としての評価などにどのように影響するのかわからないのかということを確認したい。これは、当時の方々に聞くというよりは、教育委員会として、部活動の顧問をしていること、またその部活動の成績が教員の評価に何か影響するのかわからないのかということをお教えいただきたい。そして実際に部活動の顧問をしている方々に、顧問をすることによってどういうプラスの材料があり、またマイナスの材料とされていることがあるのか、部活動に当たって成績が何か顧問にプラスになるのかマイナスになるのかということをお聴取していただき、実態をお聞きしたい。

もう1点は、別紙1〔事実関係の整理〕⑩平成26年の1月から3月のところで、教職員課はA高校校長のヒアリング作業で、顧問教諭の状況について、校長は前任者から引継ぎがなく、以前保護者とのトラブルがあった程度としか把握していなかったため、教職員課に対して詳しい説明がされなかったとあるが、この点について事実経過を見ると、平成22年9月には本件については教職員課の対応になっていたとあるので、恐らく教職員課では事案も把握して、それまでの経緯、状況などは確認していたのではないかと理解している。そうすると、校長からの報告がなくても、むしろ教職員課で事案を把握していたのではないかと考えられるので、やはり当時の教職員課としての把握状況について、もう少し確認していただきたい。

あわせて、教職員課でも人事異動があると思うが、異動の際にどの程度引継ぎがなされ、未解決の事案についてどのような対応をするのかということも引継ぎをしていくものなのか御確認いただきたい。

【事務局】反映されていない部分については委員から意見をいただきながら詰めていきたい。

2月中旬の聴取の部分について、いただいた御意見を踏まえ進めていきたい。

教職員課での引継ぎについて、21年とか22年の学校関係者へは聴取しているがその間の教職員課関係者への聴取に足りない部分があると思っているので、その部分について対応を検討していきたい。

【委員】別紙1の1ページ①でA校での事案が発生したときに、被害者御家族様は調査を強く求めていたはずだが、そもそもなぜそのことに対して学校が応えなかつ

たのかというところを、端的にまとめていただきたい。そこが全ての出発点になっていると思う。

同じく①で学校教育室担当者は副校長に対して不登校への対応という観点から、「生徒に寄り添って生徒の利益につながるような対応をするように」と記載されている。これは一言一句とまでは言わないが、こういうことを口に出して話したのか。

【事務局】 1点目の部分についてまとめ方について工夫していきたい。

2点目の寄り添ってという点については、前任校の管理職と学校教育室担当者との電話のやり取りについて電話口頭受付という文書にまとめて、必要な関係者で回覧して、決裁する仕組みになっている。その中で学校教育室の担当者は、寄り添って利益になるような、という話をしたということが明記されているということに基づきまして、このように記載させていただいた。

【委員】 承知した。私は学校関係者ではないので、生徒に寄り添って云々というフレーズが一体何を意味することなのか、どのような指示をされたというふうに学校の中では解釈されるのかということが、全く意味が分からないので、そういう意味で、これが何を意味するのか知りたいと思っている。それとも、教育委員会と学校との間では、こういう物言いでは意思疎通ができるものなのか、そうであるならそのことの説明をしていただきたいと思う。

事実関係の中によく出てくる表現で、学校は何々として考えたみたいな表現がたくさんあるが、この場合の学校というのは校長を意味するのか、あるいは管理職といったものになるのか、特定の誰かになるのかが理解し切れないので、可能な限り明確にしていきたい。例えば別紙1の3ページ③では、学校教育室担当者は、被害生徒を何とか卒業させたいとの訴えについては、その解決に向けた助言を行ったが、顧問教諭の言動については学校と教職員課の間で検討されるべき問題と捉えていた。捉えていたというのは分かるが、学校教育室担当者は、このことを教職員課に何かしら伝達するなり確認するなりということをしたのか、しなかったのか、この辺を明らかにしていきたい。

こういうふうに考えていたからそれをしなかったのだ、という表記が非常にたくさんあるが、本当にそう思っただけで、行動を止めていたとするのかどうか、いろいろ対策にも関わってくると思うので、その辺を明確に書いていただきたい。ちなみに、これは問合せしたかどうか分かるか。

【事務局】 1点目の生徒に寄り添って利益になるよと言うだけで、分かるのかという点について、この利益となるよだけでは、どのようにすべきかは分からないと思うので、その後、校長や副校長が学校教育室と話をする中で、どのような状況になっている、どうしたらいいかというやり取りがあったと考えている。

2点目の部分について、教職員課のほうに何か情報提供したかという部分については、今現在ちょっと分かりかねるので確認して、対応したのかしなかったのかというところがはっきり分かるような形にさせていただきたい。

【委員】もう1点だけ確認させていただきたい。別紙1の7ページの⑩で、当時聴取に当たった副校長らは、体罰について殴る蹴るなどの物理的な接触がある場合をいうと捉えており、長時間に及ぶ叱責などの行為については体罰に該当するとは認識していなかったとある。この体罰の認識に関する表記は複数回登場するが、大体同じような言い方になっている。身体的な接触を伴わなければ体罰ではないというふうに副校長は明確に認識していたのか。

【事務局】ここに記載されているヒアリングの中では、「体罰は物理的な接触がある場合だけと考えていたかもしれない」という発言である。

【委員】今微妙な一言が。「かもしれない」というのはどっちなのか。

【事務局】発言はこのとおりで、物理的な接触がある場合だけというふうに考えていたと思われる。

【委員】と、この方は考えていたのか。

【事務局】そうである。

【委員】承知した。また、いただいた資料のデータファイルについて、以前のファイルとバージョンアップしたファイル名に何らかの共通項を持たせていただくとか、関係性がぱっと見ても分かるようにしていただけると助かる。

【事務局】要望ということで承った。

【委員】今現在聴き取りが進行中ということだが、1点要望として申し上げたいのが、別紙1の17ページ㉑でこの当時息子さんが亡くなる前に副顧問を立てたという話になっていて、これは男子と女子両方見られる立場の顧問をつけたことになっているが、当時の顧問教諭の指導方法について一番近い立場として目の当たりになっていた方だと思うので、ぜひこの方は聴取の対象にさせていただきたい。

それから、事実関係については本当にたくさんあるが、1点だけにしておく。9ページの⑬被害者さんの方から暴力等の訴えがあったということだが、この段階において、別紙1の9ページ事実関係⑤で以前保護者とトラブルがあった程度としか把握していなかったというふうに書いているのだが、トラブルというのはどういうものを言っているのかということをお教えいただきたい。

【事務局】顧問教諭に一番近い職員への聴取の御要望についてはそのとおりということで承る。

2点目の以前保護者とトラブルがあった程度というふうに記載している部分につ

いて、具体的に聴取していないので確認させていただく。

【委員】この流れからすると、保護者とのやり取りをトラブルというふうにかけているということは、要するにモンスターペアレントのような把握の仕方をしていたのではないかとしか読めないなので、この辺りについてもきちんと聴き取りをしていただきたい。

【事務局】先ほどの回答について訂正する。聴き取っている中では、保護者からの訴えに対して体罰を否定したが、厳しい指導を行ったことは認めている、そういう内容を指して保護者とのトラブルとなったと話をしている。

【委員】そのどこがトラブルなのか。

【事務局】本人がそういう認識で答えたということである。

【委員】要するに、事実関係を否定しているにもかかわらず、保護者が納得しないということで揉めているという、そういうふうな認識なのか。

【事務局】そこまでは確認していないので、そこも確認させていただきたいと思う。

【委員】別紙資料右側の事実関係というのは事実に対して、何かこうだったのではないか、ああだったのではないかという評価は、特に入っていないということによるのか、そういう認識でいいか。1つ不足しているところは、基本的に学校のルールの前に社会のルールがあって、その中で子供たちというのはまだ未成熟で、未来もあって、本当にこれから教育の現場で羽ばたいていくことが本来は想定されている。そういう中では子供たちにも、憲法25条の生存権とかが学校で確保できているのかということである。また別紙1の8ページ⑩で告訴されたと出てくるが、例えば子供たちに辛辣な言葉を言ってしまえば侮辱罪になるかもしれないし、体罰という意味では傷害となるだろうし、幅広く刑法、児童福祉法、最近では虐待防止法とか、当時では法令はなかったかもしれないから、この時点ではこの法令に該当するのか、今として見てみたらどうなるのだろうかという視点も必要かと思う。

何よりも、この話は体罰があったかないかでもあるが、心に影響を与えるという点では、憲法25条の精神からはかなり外れた対応なわけである。最低限度のそういう生存権を満たしているのかとか、そういう視点もやはり大事なところである。事実関係について、私たちはそこを裁く立場ではもちろんないのだが、可能性としてこういうところに抵触する可能性もあったのではないかとすることも考慮いただきたい。何故かという、「体罰だとは思わなかったから」という表現がたくさん出てくるが、でも体罰でなくたって、では教師のいじめではないのかとも考えられる。指導の在り方として、体罰がなければいいという話がずっと出てくるわけだが、そういう面で、本当に御本人や御家族たちも苦しまれたこういうケースの中で、やは

り警鐘を鳴らすという意味ではそうしたものをに入れていただき、こういう話がヒアリングでは出たけれども、こうは言っているけれども、そうではないのではないかという、反省に立った事実関係の認識というところも入れたほうがいいと思う。

【事務局】 事実関係の部分で可能性も含めて広くということは、これまでの委員会の中で委員の皆さんから、お話をいただいている。事実関係というより、別紙2の不足した点、つながった要因ということで、そうは言っているけれども、こういうことも可能性としてあるのではないかという整理の仕方になるかと考えている。可能性の部分について、引き続き委員からいただいた案を踏まえながら、検討させていただきたい。

【委員】 別紙1の9ページ⑬異動の際の事実関係ということで、教職員課ではA高校校長から確認した顧問教諭の勤務状況、B高校校長からの強い配置要望等を総合的に勘案し、地域的には異例の形であったが、異動を決めたという、記述があった。国体においては、この選手強化について県体協が主な主管の機関だと思うが、先ほどの委員からの質問にも絡んで、いわゆる部顧問の指導成績の評価、これが国体の得点につながるような、その辺りまで関連づけてのこうした異動なのかということを確認していただきたい。

それからもう1点、別紙2の5ページ、インターハイ県予選の優勝など期待が顧問教諭のプレッシャーとなって、部活動での指導がより厳しいものになった可能性も否定できない、とあるが、厳しい指導というものと本当に生徒が苦痛に感じる指導は、全く違うものであると認識すべきだと思う。児童生徒は、ちゃんと指導者が人権に配慮した指導、さらには合理的な指導については、幾ら厳しい指導についても必ずついていくというところがある。明らかにこの文章では、部活動での指導が暴力的な指導になった可能性も否定できないと、そうした表現が妥当であると思う。

【事務局】 1点目の異例の形、国体の部分の絡みについて当時の関係者に聴取をおこなった。まず、教職員課関係、人事異動の主管課の聴取によると、人事異動の取扱いにおいてはA校とB校というのは同一の地域、盛岡に区分されており、基本的に人事異動の取扱いとして同一地区内での異動というのは行わないというのが原則の取扱いということになっていたわけであるが、ただし教科の関係、特に高校だと、理科とか体育とか教科が分かれていて、その教科の関係の事情がある場合には、この原則によらずに同一地区内での異動を認めるケースもあるということの取扱いである。

今回このような異動となった経緯としては、事実関係の中にも出てきてあるが、B高校の校長から県教委へ配置の要望があったとある。B高校校長としては、やはり国体の部分の話があり、そういうことも踏まえて、国体に向けた体制強化の観点も含めて、この人事異動というのは判断されたということ聴取の中では確認している。

2点目の別紙2の部分についても、確かに表現の仕方としては暴力的な指導のほ

うがより適切ではないかというふうに考えているので、その部分につきましては対応させていただきたい。

【委員】一応確認であるが、理由の解明チームとして最終的に目指すべき成果物というのは、今回提出いただいている表をよりブラッシュアップして行って、それが完成ということになるのか。

【事務局】この表は、第三者委員会の調査報告書で、正確な事実確認、適切な評価、対応、そして情報共有がされていなかったという報告を受けている。それを踏まえて、どこが問題だったのかということを知り、今後そうならないようにするための方策を、体制とか方法を最終的には検討して、それを実践するということが最終的な形だと考えている。まず、理由の解明チームでは、どうしてそういう不足した点が起こったのかという部分についての解明を進めているということである。

【委員】恐らくこの理由の解明自体、再発防止策の策定につなげられるような解明ということだと思うが、ちょっと今回頂いた要因等を見ると、大体認識がこういう認識だったからということになっていて、ということはその認識が誤っていたということだと思う。そうであるならば、逆に言うと同じ認識だったら同じ判断になってしまうということは当然あり得るわけで、であればなぜそういう認識だったのかといったところまで把握をしていかないと、再発防止にならないのではないかと、疑問を少し感じたので、今のよう質問をしたところである。

【事務局】認識の部分の深掘りということで、今後理由の解明を踏まえて、さらに再発防止策の方向の検討に入っていくので、今の御意見を踏まえて、参考にさせていただきたい。

【委員】今の委員の話とほとんどかぶるが、不足している点で「こうだったから仕方なかったのだ、だからしょうがない」という雰囲気がちょっと伝わってくる感じになっている。きっとこの委員会は、苦しんでいた御本人たちや御家族たちも踏まえて、絶対こういうことは許さないのだという思いがあってやっているのだから、逆に「仕方なかったのだ」と言ったら、今も学校を信じて来てくれている子供たち、親御さん、社会、そういうところの信頼もやはり遠のいてしまうのではないかと思う。

よって、これは中途の過程だとは思いますが、最終的なところのゴールは、やはり教師の不適切な対応は絶対許されないのだという視点で検証していく姿勢が伝わるような形でなければならない。そこが伝わらないと、単に私の所見というわけではなく、今日も傍聴されている人もおり、また社会の中でも岩手の教育はどうなっていくのだろうと思いを寄せている方たちもいるので、そういう面でもしっかりそういう姿勢を示しながらの文章になっていく必要があると思う。そういう視点はとても大事なところで、不幸なことが起きたときに正しく検証して、次は絶対許さないと

ということで、いろいろ被害を受けた方たちへしてあげられることでないかと思うので、そういう視点で最終的なゴールのところに向けての文章を検討していただきたい。

【事務局】我々が取り組むに当たっての視点が大事で、それが資料に反映されてくるのだという意見だと思うので、十分留意して配慮してまいりたいと思う。

【事務局】ここで御遺族様から御質問、御意見等をいただく。

【御遺族】すみません、今日は現地に参加できず、リモートでの参加になって申し訳ございません。また16時で退室させていただくので、ご了解いただきたい。資料のほうは、1週間ほど前に郵送いただき、一通りじっくり目を通させていただいた。今、人事管理の件で、外部委員の先生からもいろんな意見をいただいたけれども、文章の書き方、この表現の中身を読んでいくと、教職員、校長、あと教育委員会、おのおの無責任さによってこういったことが引き起こされたというのがまず一因であると思う。

あと、岩手県の教育現場がいまだ暴力と共存しているというか、そういう状況にあるということが見てとれる。行き過ぎた指導というのは詭弁だと思うので、先ほど外部委員の先生もお話ししたように、いろんな恫喝したりとか、暴行、傷害であったりとか、そういったのは普通刑事罰を受けることになるので、行き過ぎた指導という表現をするということは、子供に人権がないと言っているのと等しい状況が今の岩手の教育現場にあると思う。全てではないと思うが、現在そういう状況にあるところから解きほどこいていかないと、このヒアリングについても、当時はそうではなかった、今とは時代が違うとか、多分そういう発言だとか、ヒアリング内容がそういうふうになっていると思うので、駄目なものは駄目というか、全ての法改正も何も必要ない、もともと駄目な話なので、その辺を再度、策定の中の文言もそうだし、きっちりと認識を新たにさせていただかないと変わらないと改めて感じた。

現在においても聴取の対象となっている方々が今も岩手県体育協会の理事長をされていたり、私立の高校の校長先生をされたりしている状況である。この記述がある先生たちというのは、当時も今も暴力を容認している人たちなので、いまだ岩手県の教育現場というのは暴力とともにあるというのが今日現在でも読んで読み解けたので、早急な是正が必要だと思う。できるかどうか分からないが、現岩手県の教育委員会の執行部の方々に改めていただくしか策はないと思うので、ここにおいてもその辺を強くお願いしたい。

あと、いろんな報告が教育委員会に上がるという仕組みだと思うが、現状においては教育委員会で解決できていないと思うし、類似事案、ほかのいじめ事案等々につきましても人口当たりで全国2番手という非常に不名誉な県であるということだと思うので、教育委員会に上がったものについてはすかさず、例えば警察組織等、横の連携を取るとか、別の部局に何か調査を依頼するとか、そういったような次の策を練らないと、また人が替わったので引継ぎ不足だったということになると、何



かぐるぐる同じ話がなされるような感じがするので、再発の防止の策としてはそういった、条例までいくかどうか分からないが、そういったものが今現状、近々必要な状況に岩手県の教育現場が陥ってしまっているのではないのかと感じている。私が今弁護していただいている先生のところにも、この事件以降かどうか分からないが、岩手県のいろんな小中学校から類似の話、苦情、相談事が舞い込むようになっていて、水面下でかなり潜在的にあるかと思っている。結構大きな問題になっているとは思いますが、現場の教師が全く響かない、反応しないというのもやっぱり異常、非常事態ではないかと思う。普通自粛ぐらいはするものだと思うので、その辺も近々に、再発防止の策定とは別で、現場の部活動顧問、教師に再度改めて、駄目なものは駄目だといったような、従来どおりの研修では効果がないということもこれで明らかだと思うので、もうちょっと強制的に、排除するなり、そういったような何らかの策が必要だと思うので、ちょっと強い口調にはなるけれども、また同じような事案が起きないことをただただ願うばかりなので、その辺について資料を読んで、そういう懸念を抱いたので、お話しさせていただきました。

【事務局】資料をお読みいただき、率直に感じたところをお話しいただきました。まだまだ岩手の状況は是正されていないということで、研修の在り方や、まさに再発防止に対して徹底して取り組んでいく必要があるということの厳しい御指摘を頂戴したと思っている。肝に銘じて取り組んでいく必要が我々にあるというふうに理解した。

引き続き、被害生徒御家族様から御意見を頂戴できればと思う。

【被害者】新たに調査を進めるという話であるが、皆さんの言い訳と責任のなすり合いのような文章ばかりで、1年前と全く変わっていない。正確な事実認識、的確な情報共有云々と言っているが、そもそも正確な事実と、これが何なのかを明らかにしようとしていない。こんなものを出されてどうしろというのが私としては率直な感想である。

調査の目的というのは、真相の究明と、何よりも本来なら防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかったのだと、これを追究することに尽きると何度も申し上げてきたが、これがなされているようには到底思えない。大変失礼だが、調査、検証の体をなしていないというふうに言わざるを得ない。

資料の各ページに、私が関わったA高校事案についてであるが、1ページ目「不登校のきっかけは1年前の部顧問の体罰にある。教員の責任で不登校になったので、卒業の手だてがあるはずだ」とあるが、私はそんなことは一言も言っていない。私が言ったのは、「息子が何をされたのかを正確に知りたい。我々が知り得た事実と相違がないならば、登校しなかったことについて息子に非がないと考えるので、卒業の可否について校長に再考をお願いする道理があると考えている」と話した。なぜこのような脚色した文章を作ったのか。

当時の教員の名前を伏せたいようだが、発言を見れば誰であるかはもう容易に分かることである。資料別紙1の1ページ「不登校になった理由は顧問教諭が関係し

ていることについて、面談のときまで全く知らなかった。全く気づくことはできなかった」とあるが、これこそ全くの虚偽である。11月26日の面談で最初に尋ねたのが、「不登校の原因は結局何だと考えていますか」、「不登校の原因は、2年生のとき、部活動でつらい思いをしたことがきっかけで、授業に出なくなり、勉強も分からなくなっていったことにあると思う」、「教育委員会にどのように報告されていますか」、「不登校の理由は、勉強が分からなくなったこと及び部活動がきっかけになったのではないかと報告した」。

この2年後の平成23年の11月に、学年長同席の下、A高校Fと2度目の面談をしたときに、「バレーボールが原因だと思えることは一切ない。きっかけであって原因とは思っていなかった。3年生になって来られなくなり始めてからだ」、「3年生の5月の話合いで、顧問教諭が『自分が悪いのなら謝りたいと言っている』との話があったが、その時点で何を話したのか」、「様々な原因で不登校になっていると考える。バレーボールがそのきっかけのひとつなら謝ってもよいという意味だ。自分が悪いのならという言葉に深い意味はないと思う」、「2年生のときにバレーボールでつらい思いをしましたよねの「つらい思い」とは何を指しているのか」、「練習の厳しさだった」、「校長、副校長とはどんな話をしたのか」、「きっかけのひとつはクラスにあるのかもしれませんが。あるいは勉強が分からなくなってきたのも理由の1つかもしれません」、「きっかけになったのはバレー部だろうと考え始めたのが3年生になってからだとして、なぜそれを親に伝えなかったのか」、「それは自分の足りないところだった。5月に伝えればよかったですね」。

この平成21年以降も学校関係者との会話は全て録音を残しており、盛岡地裁に証拠採用されている。何ならこの場でお聞かせしてもいいのですが、どうしますか。これ以後の会話記録の録音反訳は、甲第10号証として裁判所に提出しているが、これを読んだのか。これが事実だと記載するのであれば、せめて裁判記録ぐらい読んだらどうか。

この資料1ページ「学校教育室担当者は、生徒に寄り添って、生徒の利益につながるような対応をするようにとの指示を行った」と、この指示はどこに記録されているのか。

**【事務局】** 指示を行ったということについては、前任校と学校教育室が電話でやり取りしており、やり取りした内容は学校教育室の担当者が電話口頭受付という文書に起こしており、その中にそういう資料があったということが記録されている。

**【被害者】** 文書があるのか。私が情報開示請求をして、県教委からの資料を取り寄せたが、そんなことひとつも書いていない。どこにあるのか。皆さん県教委からいただいたもの、少なくともこの中には一言も書いていない。

**【事務局】** 確認させていただく。

**【被害者】** 今日は結構なので、次回出していただきたい。

実は、この後もほとんどそうだが、後になれば何とでも言えるという類いの記載ばかりで、事実関係とは到底言えない。この文章は、全て皆さんの言い訳と責任のなすり合い。皆さんにとって都合のよいことのみを書き連ねているだけのもので、ほとんど意味がない。

次に、別紙1の2ページ目、平成21年11月30日から12月6日にかけて3回顧問教諭に確認したとあるが、顧問教諭に対してどんなことをしたのかと確認したところ、強い口調で指導することがあったこと、体罰はなかったことを確認したとある。これは、12月7日に私がA高校Cから説明された内容と符合している。3回話を聞いた。特に3回目は、私からの校長への手紙を頂いた後、本当にこういうことはなかったのか、もう一人の副校長と聞いた。その結果、ものすごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離でどなるということはある。髪を引っ張ったり、胸ぐらをつかんだりはしていない。他の部員にボールをぶつけるということはある。手は上げていない。また、顧問教諭の申立て内容を聴取記録としたとある。それが元顧問教諭からの事情聴取記録なのだが、実はこれは、この2年後の平成23年12月、A高校Cは別高校の校長となっていて、私が2回目の面談をA高校Cと行ったときにこれが存在するということが知らされて、当時の平成23年A高校M、A高校LのときにA高校から入手したものである。日付は11月30日、時間は僅か30分、第1回目の聴取記録について、これは、皆さんのほうの事実関係の整理と同じで、元顧問にとって都合のいいことしか書かれていない。最も肝心の暴力の有無、長時間立たせたまま至近距離で怒鳴ったことなど、A高校Cから説明されたことの記載が全くない。これはなぜなのか。しかも、A高校Cは3回聞いて、その都度記録を校長に出したとある。2回目、3回目の記録はどこにあるのか。A高校Cは、これについては何と言っているのか。聞いていないのか。

**【事務局】**今回は回答できかねる。

**【被害者】**次回までに回答をお願いしたい。

次に、別紙1の4ページ、事実関係のところにあるとおり、元顧問との面談で、元顧問は私の息子も含め他の部員の誰に対しても、ビンタを含め、手を出したことは一切ないと、十数回尋ねて十数回そのように答えている。また、何を言ったかは思い出すことはできないと、これはその後の県教委の元部員への聴取、高裁に出された後輩部員の陳述書、高裁判決において、全く虚偽であることが判明したわけである。元顧問は、常習的に暴力を繰り返していたにもかかわらず、我々に対しては もちろん、A高校の当時の校長、副校長の聴取に対しても虚偽を述べ続けたという理解で間違いないか。

**【事務局】**訴訟の経過において、県教委としても本人に確認の上、そういう事実はないということで、被害生徒家族様からの訴訟に応訴したという格好になっているが、その後、平成28年に至って発言を翻していると、それから平成29年、一審判決においてやはり事実とは違う説明をしていたということは明らかになったと思う。

【被害者】虚偽を述べ続けたという理解で間違いないか。

【事務局】ただいま申し上げたとおりである。

【被害者】以前、第3回、第5回委員会のときに聞いたときにも、一審の途中で主張を変更したという言い方をされていたが、もう少し事実に対して真摯に向き合う、そういう回答はできないのか。

その次に、別紙1の4ページ⑥A高校Fの話では、「やっと登校し始めたときに来られなくなった理由を聞くと、再び来られなくなることがほとんど。前向きな話を必ずしようとしていた」。またA高校G「休んでいた生徒が再び登校に至るケースはそうあるものではない」。私の息子は、この3年の6月、高総体終了後、図書室登校というのを始めて、A高校の図書室で自主学習を始めた。その後、一日も休まずに行っていた。この当時、その理由はよく分からなかった。高総体が終われば、もう自分はバレー部には必要がない、元顧問に呼び出されることはないと考えていた。友人たちと一緒に卒業したかったのである。ところが、A高校Fから10月22日、「図書室登校は通学したとはカウントされないから卒業は不可」、そのように言われて再び登校しなくなった。こうした経緯に全く触れなくて、「前向きな話を必ずするようにしていた。できることはしようというスタンスだった」、何で自分たちに都合のいいように話をつくり替えるのか。A高校Gは、「被害者の保護者からは、卒業までしっかりケアすることが学校の義務だと言われた」と、私も妻もそんなことは一言も言っていない。帰ってから読んでみたらいい。

5ページ目⑥A高校Fは、「過去のことを聞こうという発想はそのときはなかった。卒業時、保護者からの調査の求めがなかった」とあるが、とんでもない。私は既にA高校Gに、自らが息子から話を聴き取るようにと要請していた。12月27日以後、3月12日にたった一人で卒業式を迎えるまで、校長室横の小部屋で一人自主学習を続けたわけである。息子に話を聞く機会は幾らでもあったはずだ。なぜA高校Gは聞かなかったのか。私は、多分息子の口から真相を語られるのを恐れたのだと思う。

5ページ⑦、平成22年5月に体罰があったかどうかを確認した。1回目は概略をもう一度具体的に確認した。メモは校長に提出した。この記録は残されているのか。

【事務局】この記録については、関係者の記憶が曖昧で、作成されたとされるそのメモの所在についても、確認ができていない状況である。

【被害者】記録なんてないですね。事実関係の確認と言いながら、後から自分たちに都合のいいことをこうやってつくり上げて、これが事実だと言っている、そういったものにすぎないようにしか私には見えない。実は何もしていなかったのではないか。

次は、6ページ⑦、保護者から不満を寄せられたと、こう書いてあるが、私が話

したのは、「顧問教諭の件はどうなりましたか。普段の練習はどうだったか聞きましたか。ほかの部員には聞きましたか。今も監督をやっているのですか。教育委員会にはどのように報告したのですか」、このどこが不満と表現されなければならないのか、非常に不愉快である。

今お配りしている資料は、平成24年4月18日のA高校での説明の際に、A高校Lから示されたものである。冒頭、A高校Lが「顧問教諭に対する2回目、3回目の事情聴取記録について、別な報告書が存在するわけではない」と答えた。これは、私が3回あるはずだから、2回目、3回目のものを出してくれというふうに話したからである。A高校Lが言うには、「2回目、3回目の事情聴取は主として1回目の確認であり、内容は顧問教諭からの事情聴取（改訂版11月30日の追加分）に書き加えたものである」、これは私がA高校Cから聞いた説明と異なるのである。A高校Cは、A高校Hと常に2人で事情聴取したと。特に3回目は、私がA高校Gに宛てた手紙を示しながら、具体的に詳細に聞いたと。なぜA高校Lはこのように説明したのか。恐らくそんなこと聞いていないだろうから、次回お答えいただきたい。

さらに、先ほど示した私が入手したものには、改訂版と追加分という記載はない。このときにはなぜそのような説明となるのか理解できなかったのが、それが判明したのが民事訴訟開始後、A高校が提出した乙4号証、先ほどの事情聴取記録の2枚目である。このときには文書を作成したA高校Cがその前年に別高校に転任されていて、A高校にはいないのである。全く同じものでありながら、なぜか改訂版と追加分という記載が追加されている。つまりA高校Lが説明をする前に、私が入手した後の3か月以内に誰かが改訂版、追加分と書き加えたことになる。それは一体誰なのか。ぜひ次回お答えをいただきたいと思う。

先ほど皆さんにお配りした資料は、平成24年3月28日から4月4日まで、A高校Lが元部員4名と私の息子に調査をしたものである。2枚目の元部員Eというのが私の息子で、恒常的に暴力を受けたこと、密室で長時間に及ぶ恫喝を受けたことを詳細に述べている。このときに実際にA高校Lが対面で聴取したのは、実は私の息子だけだったのである。元部員のA、B、C、Dは、それぞれの元担任が聴取したということになっている。全員が体罰は受けたことも見たともないと、B、Cに至っては全く同じ記載で、聴取を受けたことにされている。日付を見れば分かるのは、私の息子への聴取は最後の4月4日、他の部員はその前に元担任が聴取を行ったと。真っ当な調査であれば、私の息子の訴えを聞いた後、こうしたことなかったかと聞くのが普通だと思う。なぜこのような仕方の調査をしたのか。これも聞いていないであろうから、次回までにお答えをいただきたい。

7ページ⑩を見ると、A高校Lが、「4人と被害生徒の証言の食い違いについて、もう少しすり合わせるべきかと思った。もっと続けてもよいのではないかと思ったが、校長がこれ以上は調査しないと断ったので、それ以上は独断で進めるわけにはいかなかった」と、こう述べているが、これも全くの虚偽である。到底そのような態度ではなかった。そのときの会話というのは、「真相を解明するのが目的でしょう。話が食い違っているのだから、ではどちらが正しいのかどうやって調べるのですか」、「ひとつのことに対する解釈の違いということもある。思い違いというこ

ともある。記憶がうつろで、後からつくられた記憶ということもある」と、「では、事実は何なんですか」、「学校としての事実は体罰はなかったと考える」、「では、殴られた、殴られたのを見たという話はどうなるんですか」、「分からない。どういう状況で見たのかも分からないし」、「せめて会って話を聞いたらどうですか。前後の学年を含めて聞くべきではないのですか」、「それはできない。いろいろな業務をやらなければならない中で最大限できることをやった」、「いや、では何が大事なんですか、この問題では」、「真実を知りたいということなので、回答を出したつもりだ」、「学校の生徒に対する姿勢の問題です。これだけ重大な問題について、どう解決しようとしているのか。これをもっておしまいというのでは到底納得できません」、「では、直接会って、事実を言ってこなかったら」、「まず、それをやってみたらどうですか。ちゃんと会って、時間をかけて話を聞いて、まずそれをやってみたらどうですか。実際にその話を聞いた先生がここにいないなどということでは話になりません。先生が直接話を聞いたのは、私の息子だけなんですね。ほかの生徒には聞いてないんですね」、「はい」。

私は、これは、親が学校へ訴えを持っていったときに、学校でどのように扱われるのか、外部委員の皆様もリアルに御理解いただけると思う。A高校Lは、「その後の調査を行わなかったのは校長の判断だったと思う」と答えたようだが、「調査の責任者は自分だ」と地裁の証人尋問で認めていたはずなので、なぜ今になってこれを翻すのか。これも次回までにお答えをいただきたい。

その後、民事訴訟の過程でA高校から提出されたのが当時の調査の概要で、黒塗りにはしているが、聴き取りの日時と担任の名前を見れば、これによってA、B、C、Dが誰なのかはもう一目瞭然である。さらに、何度要請しても調査をしようとしなかった県教委が、我々の同意なく元部員3名に聴き取り調査を行って、地裁に提出したものである。御覧になったら分かるとおり、元部員A、B、C全員が元顧問の暴力行為について証言している。A高校Lの調査結果と全く異なることになるわけだが、なぜこのようなことになっているのか。A高校Lはこのことについて何と言っているのか。

もう一点は、どんなに遅くともこのとき県教委は元顧問の常習的な暴力を知ったはずだが、この聴取をした教職員課職員は、県教委に対してどのように報告したのか。これについても分からないのか。

**【事務局】** これについては、当時テープに取っており、このとおりに報告を受けているということである。

**【被害者】** これは、ぜひ詳細を知りたい。なぜか。このとき皆さんがきちんと対応していれば、B高校事案は生じなかったからである。皆さんが調べて、A高校のあの調査がいかにずさんだったのか。実際生徒たちが「ビンタを受けた」と、「口の中を切って痛かったです」とまで言っているのを皆さんが調べて知って、何もしなかったのか。これもぜひ次回までに詳細に調べた上で御提示いただきたい。

【事務局】 会議の都合上、終了時間も決まっているので、事前にペーパーを頂けると御回答できる部分もあると思う。

【被害者】 承知した。今日答えをいただこうとは思っていないので、次回までにお答えいただきたい。

さらに13ページ⑱で、A高校Lの調査記録の中にある、全く同じ、体罰は受けたことも見たこともないと言ったことにされている元部員B、Cが、「調査を受けた記憶は全くない」と。A高校Fによれば、「元部員Bは、体罰はないとはっきり言った」。ところが、元部員Bは「調査を受けた記憶は全くない」と。これはどちらが正しいのか。これは一昨年の6月から私は尋ねている。元部員Cに至っては、聴き取り調査の記録すらない。聴き取り調査を行ったはずの元担任は何と言っているのか。これが事実関係の整理のどこにも記載されていない。

これが大事なのは、県教委ぐるみの隠蔽を行ったのではないかという疑念を非常に持たざるを得ないからなのである。前回もお話ししたとおり、この真相は必ず明らかにされなければならないと思っている。

最後に、この文書の中で2点極めて重大なものが欠落している。1つは、平成22年5月19日の元顧問の証人尋問、何も覚えていないと言っていた元顧問が、ペットボトルを地面や壁に投げつけたり、ボールや籠を蹴ったりした、両手で部員の顔の頬をパチンと叩いた、さらに息子に対する恫喝行為においては何度か拳で机をたたいた、鍵を壁に投げつけた。さらに、暴言についても、何をしゃべったか思い出すことはできない、覚えていない、答えようがないと繰り返していたにもかかわらず、「おまえは駄馬だ。駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ。おまえのせいで負けたんだ」と8年たって自らの言動を思い出したのである。

さらに、我々には部員に対して手を出したことはないと話しながら、陳述書では両手や片手でたたく行為もあったと覚えている。「なぜ手を出したことはないのですか」と問われて、「手を出すということは暴力で、暴力はしていない」ということで発言した。「平手打ち気合いを入れるということで暴力ではない」、「では、平手でたたく行為というのは体罰だったと思いますか、暴力だったと思いますか」と問われると、「体罰だったかもしれませんが。暴力とは思いません」と答えている。

先ほどの県教委の元部員に対する聴き取り調査が行われて、暴力行為があったことを証言したため、主張を訂正するということで書いたものである。一般社会の常識ある人間だったら、今までうそをついていましたと頭を下げるはずではないか。

この地裁の証人尋問のときには、傍聴席に県教委の職員が2名ないし3名おられたはずだが、これはどなたがおられたのか。

【事務局】 誰かはちょっと分かりかねる。

【被害者】 ぜひ県教委にどのように報告したのか、その後県教委の中でどのような様子だったのか、教育長は知っていたのか、知っていなかったのか、それも含めて次回お示しいただきたい。なぜこれが大事かという点、B高校事案を防ぐ第2のポ

イントだったからなのである。

もう1つは、県教委へ私が出した3通の文書で、最初のもは平成28年3月8日、一部暴力、暴言を認めて、これまでの主張を変えたため、教育長はもちろん、各教育委員お一人ずつに出したものである。

2通目は、教育長の返信に対して送付したものであるが、県教委からの回答は全くなかった。県教委の皆さんは、この時点で御自分が調べて元顧問の暴力行為を認知したはずなのだが、なぜ何もしようとしなかったのか。

3通目が地裁判決後の11月15日、これに対しても全く対応がなく、そうであれば我々としては上級審へ進む以外になかったのである。メディアでは様々に伝えられているが、控訴したのは実は我々のほうであって、皆さんは控訴しなかった。これが最後の、どんなに遅くともこの時点で元顧問を排除していれば、B高校事案は生じなかったのである。最大の責任がこの元教育長にあると私が言っているゆえんなのである。

さらに、高裁判決後の対応についても全く記載がない。元教育長は、議会では謝罪すると言いながら、では謝罪を受けるために出向くと言ったところ、今は適切ではないと回答して、お辞めになってしまった。損害賠償金についても、金より前にまず謝罪だろうと言ったところ、我々に知らせぬまま勝手に供託して済ませてしまった。

息子本人と被害者家族がどれほど苦しんできたか分かるか。こういう対応であれば、我々は今後永遠にこの贖罪を求める。特に前教育長、A高校L、A高校Fには、この策定委員会でぜひ意見陳述をされるよう求めたい。

事前に質問事項がなかったということで、今日お答えをいただけないようだが、以上についてはぜひ県教委からのお答えを文書として頂きたいと思っている。

**【事務局】**たくさん御指摘をいただいたので、整理の上、次回御報告できるように、準備して対応していきたいと思う。

**【御遺族】**時間の都合上、ここで退席となるので本日参加されている代理人弁護士の先生からの発言の許可をお願いしたい。

**【事務局】**承知した。

**【代理人弁護士】**既に委員の先生から追加の調査の指摘もあって、重複しているので恐縮だが、あえて言わせていただきたいことがある。

別紙2の5ページの㊸と㊹の間に大事なことがあったわけで、A高校事件の控訴審の証拠調べの中で、被害者の後輩に当たる方が陳述書を出している。これはB高校自死事件が起こる約1か月前には県教委が陳述書を見ているはずである。しかも、法廷で裁判長が証人尋問をするかどうかという話になり、そのときに岩手県側は反対尋問しないということであったので、この陳述書がこのまま採用されたということになった。



この陳述書は5ページに及ぶものだが、冒頭3行読めば、この顧問教諭が日常的に暴力を振るって、しかもそれが常習性であったということがまず結論として書かれてある。だから、全部読まなくても、被害者御家族様がずっとこれまで主張してこられたことや、教職員課でも多少問題があるのではないかと疑っていた事実が、やっぱりそうだったのかもしれないということを強く疑わせる証拠が出ているのである。それが何にも教職員課の動きに反映しないし、高校の動きにも反映しなかったということをやはり調査していただきたいと思う。

それで、時間も長くなっていて恐縮だが、陳述書を書いてくれた被害者の後輩の方は当時から裁判所で証言しても構いませんということをおっしゃっていた方で、今日この場に来ていらっしゃるので、自分も体験した、目撃した、この顧問教諭の暴力と暴言のすさまじさ、それからこの問題が解明されていないということで、自分自身どう思っているかということについて、ちょっと話をさせていただきたいと思っている。

【事務局】委員の皆様、よろしいですね。

【被害者の後輩】最初にお伝えしたいのは、ちょっと複雑な心境ではあるが、懲戒免職になった顧問教諭については、個人的な恨みとかそういうものは全くなく、今こうして強く発言できるようなメンタルとかをつくっていただいたことにはすごく感謝している。また私は、家族の身内の者に教職員の関係者が多いので、先生方の大変さとか、現場の現場の大変さというのもある程度は一般の人よりは見聞きして知っているところもあるので、一方的につらかったこと、苦情を申し上げるというよりは、最近思うことが2つあり、それを話したい。1つが、まだ私は子供もいなければ結婚もしていないが、仮に自分の子供が同じような目に遭ったら多分許せないだろうなという思いがあり、自分はたまたま何とか最後の大会まで出場させてもらって、いろいろ苦しい思いもしたけれども、たまたま今は無傷というか、何とかそれを乗り越えているわけだが、正直もしも同じような指導が今後続いていたら、精神疾患になる者とか、あとは同じように命を絶ってしまう事案が絶対にあったのではないかなと、これは私の感想ですが思っている。いろいろと状況の整理とかも大変だと思うが、私が見聞きした中では、私が入部した当時から確実に暴力はあった。あと、私はあまり、言葉まで細かく規制すると、学校現場の先生たちも、ちょっと真面目にやっている先生たちほど言葉を規制すると大変ではないかなという考えがあるので、あまり暴言等については、あえて陳述書とかにも載せなかったが、それでも例えば私の職場で同じような行為を上司から私にされたとしたら、確実に懲戒免職になるだろうとか、どんなにひいき目に見ても停職が免れないだろうなど今だったら思うことはされてきたなと思っている。正直、大人社会で、ましてや身近な職場で同じことがあったら確実に排除されるであろうことが、学校の密室、部室とかで今後起こっては欲しくないと思っている。

もう1つは、A高校もB高校も進学校であり優秀な生徒が集まっていると思う。ましてや目標を持って部活に打ち込みたいという高い志を持った人たちが今もいる

と思うので、同じような指導を、この先生に限らず、多分ほかにもまだやっている方がいるのではないかと思うが、もったいないなという思いがある。せっかく自分たちで考えて、もっとうまくなろうというポテンシャルを持っているのに、これは最近同じ部員とかで昔話をしているときに思うのだが、体罰とか暴言とかで恐怖心で縛りつけるようなことは、本当のポテンシャルを出せないのではないかなと個人的には思っていて、もっと自己肯定感、もちろん厳しい指導というのは当然あるものだと思うし、それもなければいけないと思うけれども、どう考えてもハラスメントに当たるような言動だとか、ましてや暴力、暴行というのは、それがあつて時点で岩手県のスポーツ、勉強でもそうだと思うが、レベルがやっぱりそこで頭打ちになってしまうのではないかと思う。逆に言えばそういうところ、あまりにも極端によくないというのを根絶できれば、もっともっと子供のポテンシャルは高められるのではないかと思っている。私も教育学部だったので余計に思うのだが、技術があつて技術がががん教え込むとか、すごく頭のいい先生で、すごい数式を教え込むとかではなくて、やはりある程度志がある人だったら、何も教えなくても土壌を育てるだけで勉強をすると思うので、あとはスポーツであっても、殴ったりしなくたって勝手に、ここが自分の弱点だからと、例えばレシーブを強化したりとか、もっとそうできたよね、と最近仲間内ではしゃべっていて、もっとうまくなったのではないかなと、ちょっと残念に思う点でもある。

あくまで暴行とかは昔から学校の教育法については変わっていないと思うので、やっぱりそれは一発でアウトであるということを徹底できるような方策を、今後検討していただきたいなと思っている。

【代理人弁護士】陳述書に書いてあることを今日はお話しにならなかったが、1人の生徒にビンタ、その場で力いっぱい3発とか、鍵を投げつけるとか、被害者さんがやられたことに類似する内容がたくさん出てきているのである。委員の先生方にも、もう一度陳述書を読んでいただいて、この陳述書が6月には教育委員会に届いていて、そして裁判対策として、もうこの証人尋問を行わなくてもいいという判断を誰かがしているはずである。そして、この1か月後に自死が起こるという経過になっているので、最後のチャンスだったと思うので、これがどうしてこういうことになっているのかということは何卒お調べいただきたい。

#### 部活動指導者研修検討部会

#### 自殺予防教育検討部会

#### 部活動参加体制等検討部会

【委員】部活動指導者研修検討部会の点について何点か申し上げたい。5ページ目、体罰防止と組織的な指導体制についてというところで、3点目、4点目を見ると、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合に積極的に管理職や他の教員等へ報告、相談できるようにする、そういう体制を整備することが必要であるとなっているが、まず周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合という点に

については、体罰に限らず、ハラスメント、不適切な指導なども含むというふうにしたらどうか。もう一点は、「と受け取られかねない指導を見かけた」となっているが、そうすると客観的に体罰なのかどうかというところの考慮が働いてしまって、報告されないおそれが生じるのではないかと思う。

従って、例えば体罰、ハラスメント、不適切な指導を見かけるなどしたとか、見かけるというのは見ただけではなくて聞いた場合も含むべきだという趣旨であるが、主観的にこれは体罰に当たるのではないかとか、ハラスメントなのではないかと思ったものについては全て報告してください、という立てつけにするのがいいのではないかと考えている。文言がうまく浮かばないが、例えば児童虐待防止法の通告義務の定めについても、虐待を受けたと思われる児童を発見した者となっているので、そういう主観的な部分で、より広く報告をさせるというような考え方が妥当なのではないかと思う。

2点目の積極的に管理職や他の教員等へ報告、相談できるようにするという点について、それだどこに相談していいのかが非常に曖昧だと思うので、各学校に報告相談窓口というのを設置して、必ず体罰と思われる行為やハラスメント、不適切な指導があったと思われる対応などを見かける、または聞くなどした教職員、これは教員に限らずでもあるが、その報告相談窓口に必ず報告をするというような対応にするべきなのではないかと思う。

それから、6ページ目（イ）の体罰の実態把握と事案の整理の報告の徹底というところで、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するように求めるというふうにあるが、学校に結局体罰などがあつたかどうかということの調査を委ねてしまって、では学校が体罰はなかったとなつたときに、もう教育委員会には報告されず、学校の中で完結させてしまうのはよろしくないのではないかと思う。むしろ体罰やハラスメント、不適切な指導などの相談や報告があつたときには、必ず学校から教育委員会に報告をして、教育委員会なのか、または教育委員会が設置する何か第三者機関なのか、何とも言えないが、主体的に関わって調査をするという仕組みづくりが必要なのではないかと考えた。

**【事務局】** この参考資料は文部科学省通知であるが、ただいまの意見を踏まえて体制を構築するというところでどうか。

**【事務局】** ただいまの御意見について、特に校内における体制の整備というものが確立されていなければ、体罰防止、ハラスメント防止にはつながらないと認識している。また、その体制だけではもちろん十分ではないので、学校内の組織の校内の雰囲気であるとか、教職員一人一人の意識といったものを常に変えていく、そういった取組というものも併せながら、校内の体制整備に努めていきたいと考えている。

**【委員】** 文科省の通知というのは、生徒指導提要の改訂版のことか。

**【事務局】** 6ページの資料、平成25年3月13日付の文科省局長通知で、この部分に

ついでの話である。

【委員】承知した。私からの提案は、この対応に関して教員の意識改革を幾らやっても無理だということである。そんなことはずっと何十年もやってきていることで、にもかかわらずこうした問題がずっと連続して起きている。これは、方法として唯一可能性があるのは、児童生徒あるいは保護者に対して、何が不適切な指導で、何が体罰に当たるのか、何がハラスメントなのかということをも明快に示した資料、可能であればビデオなどを提供するということである。保護者、児童生徒たちが自由に被害を報告できる窓口を教育委員会の外側につくること、その外側のメンバーが教育委員会あるいは学校に対してきちんと意見をしていくという仕組みをつくること、これが唯一の解決策だと考える。

【委員】部活動指導者研修のところで、基本こういう線でいくのだろうと思っているのだが、厳密に体罰、ハラスメントということとはちょっと違うかもしれない生徒の進路支援、キャリア支援、そういう視点で取り分けて、部活動の場合、大学入試の推薦入試との関係であるとか、スポーツ推薦等、実際部活動指導者の影響力がすごく強くて、場合によっては本人が必ずしも望んでいない進路を選ぶみたいなことも話としてはよく聞くので、実はそういうことも広い意味ではハラスメントかもしれないし暴力とか、暴言とかとはちょっと性質が違うけれども、実際の入試なんかを考えた場合に、そういう場面もいっぱいあるだろうと思われるので、何かそういう内容も入れたほうが良いと思う。

【委員】自殺予防教育検討の3ページで、これまでの部会を開催してから私がずっと言ってきたが、一回も変わる兆しがないので、もう一回言わせてもらう。

つらい気持ちになったときの対処について、グループワークで話し合うことを考えているようだが、前回も意見した通り、もしいじめられる側といじめる側がグループの中にいた場合、つらい気持ちなんかをそういうところで言えるのかということである。つらい気持ちとか自分のことを言わせるというのは自己開示である。特に言いたくもないとかもしれない、つらいことかもしれない、ニュートラルな内容ではないわけである。学校の先生さえいじめの実態も検知されていない場合があるかもしれないので、こういうのはやっぱりやめたほうが良いのではないかということである。

あとは、個人ワークだったら自分の気持ちを書けるかもしれない。A4の紙とかを渡して、ほかの人からこんな意見が出ていますよねとか、それをロールモデルにしてもいいわけで、あえてリスクの高いロールモデルは見直したほうが良いのではないかと思う。

あわせて、結局再発防止なので、つらい気持ちになるというところの例示として、学校の先生の対応がつらいとか、そういうものを入れていただき、ではそういうときにはどこに相談したらいいのかということも入れていただきたい。よって、やはりグループワークは気をつけたほうが良い。ここの自殺予防教育の目的が、対処

法を理解する、かけがえのない存在であることに気づくというところなので、ここまでのリスクを冒してでもやらなければならないものなのかというところである。

【事務局】 3 ページの、つらい気持ちになったとき、どのような対処をしているか伝え合うということで、友達の考えを知るという部分、グループで話し合うというパターンと、それからそうでないパターンと考えたところである。今の意見のとおり、グループでの話し合いではなく、自分の考えを1人1台端末等を利用して、クラスメートのストレス対処方法を知ると、そして選択の幅を広げる、そういったグループワーク、グループでの話し合いなしで自分の考えを示す、そんなことを考えたものである。今後この2つ以外にも様々なパターンがあるかと思うので、子供たちの実態に即して進めていきたい。

そして、この授業のまとめとしては、相談窓口について理解するということが非常に大事であり、今現在様々な相談窓口があるのでそちらの周知について広めていきたいと考えている。

【委員】 8 ページに日本スポーツ協会の取組ということで、スポーツ界における暴力根絶宣言、当時の日体協が出した文書を掲載されている。平成25年、2013年のものであるが、10年後ということで、実は1月30日に報道されたものであるが、日本スポーツ協会、スポーツ界の暴力パワハラ相談窓口の現在の状況ということで、恐らく御覧になったと思われるが、その内容については、体罰は減っているが、暴言が増加している。言葉の暴力が全体の34%に至る。これまで多かった暴力は14%に減少。担当の弁護士は陰湿化という言葉を使っている。この報道については、他の委員もコメントを述べていらっしゃる。こうした状況に応じた現在の状況をちゃんと踏まえて、研修にぜひ生かしていただきたい。

あわせて、暴力については4つの分類があるというあたりを非常によく分析されていて、これまでは子供のために暴力がよいことだと確信する確信犯が多かったが、それがちょっとシフトして、適切な指導が分からず速効性のある暴力に訴える指導方法不明型が多くなっていると、こんな分析もされているので、ぜひ研修に生かしていただきたい。

【委員】 先ほど委員のほうから、こういった研修はあまり意味がないという指摘があった後で、この内容について申し上げるのもというところだが、ちょっと1点気になったのが、3 ページの体罰、ハラスメントの正しい理解と言いながら、ハラスメントに関しては一切何の資料も付されていない。唯一8 ページにハラスメントとして、生徒の人格を傷つける言動という書き方がされているが、生徒の人格を傷つける言動だけがハラスメントではなくて、もっと広範な内容が含まれるということを申し述べておきたい。

【被害者】 部活動指導者検討部会について、この中にないようだが、第3回委員会で御遺族様が要望されていた、亡くなった御子息の御遺影を入れた「T S U B A S

Aモデル」と名づけたマニュアル、この作成は進んでいるのか。

【事務局】この委員会で検討の上、最終的な報告が、御遺族様の御要望では「TSUBASAモデル」というものであり、まさに今策定に向けて委員の皆様から意見を頂戴しているというところである。

【被害者】これについては、現教育長は令和3年6月の記者会見で、「しっかり受け止めて、要望に沿ったことが求められると思う」と述べているので、必ず約束を果たしていただきたい。今年の7月3日には再発防止のための研修を行って、「TSUBASAモデル」と名づけたマニュアルの配付をぜひお願いしたいと思う。

もう一点、自殺予防援助希求プログラムについて、委員のお話しされること、大変よく分かる。これが重要な問題になるというのは理解できるが、前回も申し上げたとおり、これはA高校・B高校事案とは関係ない。これについて被害者としてはむしろ反感すら覚える。もう一度申し上げておくが、第三者委員の提言があったが、このときに被害者あるいは御遺族様のほうには何も要望や意見を聞かれていないのである。

14ページ、「児童生徒が学校生活における教員による体罰やハラスメント等の悩みを理由に、自ら命を絶つ事態が二度と起こらないよう、児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力の向上と自殺予防のための研修を行う」とあるのですが、この文章と後半の結びつき方、これは非常に荒唐無稽と言うべき、理解不能な文脈としか思えない。私の息子も、亡くなられた息子さんも、あの顧問教諭にさえ出会わなければ、全く別な人生があったのである。楽しくバレーボールを続けて、普通の大学生となつて、大学生活を楽しんでいたはずである。暴力、暴言を受けて、援助の声を上げられなかった側に問題があるということなのか。

以前、委員も話していたが、援助希求あるいはSOSを発信しなければならないような状況こそが問題なのである。なぜあのような人間が教師として採用されて、その後も教師を続けたのか。前回も話したとおり、問われるべきは教師の採用と養成の問題、教育現場からの暴力、暴言の根絶で、自殺予防援助希求ではないと考えている。この議論は、誤解と混乱を招くだけのよう思えてならない。

もう1つ、昨年12月、桜宮の痛ましい事件が起きてちょうど10年である。私たちがA高事案について告訴状を出して、その2週間後に起きたものである。報道によれば、10年目を迎えたということで、校長が全校生徒を集めて、「痛ましい事案を決して風化させてはならないという強い決意を確認する場としたい」と話された。この後、この校長が述べたのが「人の命はもちろんのこと、自分の命も大切に。命とはということを考えるひとつの機会にしてほしい」と話されたが、全く的外れの被害者の心情を逆なでする発言である。桜宮の生徒さんは、命を大切にしなかったということなのか。このときに桜宮ですべきだったのは、教職員全員が暴力、暴言の根絶を誓うことで、生徒に何かを呼びかけることではなかったはずである。これがこの自殺予防援助希求プログラムというところと非常に重なって、私としては違和感しか覚えない。

このとき、桜宮の御遺族様がインタビューに答えていて、この「体罰」という言葉に対して違和感を覚え、「指導する側を擁護する言葉だと感じる。例えば会社の上司が部下を殴ったら暴行事件と言われるのに、教育現場では体罰になる。指導する側は体罰という言葉に逃げ、それが容認されている。今も続いている部活動で起きた事案を全て暴力として扱うべきだ」と話された。私も県教委への文書に書いたが、全く同感で、私の息子は罰せられるような悪事は何もしていない。「体罰」という言葉を使っている限り、教育現場の暴力、暴言はなくなる。

一昨日事務局から電話があり、県教委としては御遺族への配慮から「自殺」、「遺族」という言葉は用いないと、今後の委員会では実名で呼称したいと申し出があり、もちろん了解したところだが、そうであるなら部活動指導者研修検討部会の報告にある「体罰」という言葉を全て「暴力」という言葉に置き換える。岩手県教育委員会では今後「体罰」という呼称は用いないと。それぐらい腹をくくらなければ、教育現場の暴力や暴言はなくなる、そう思えてならない。

【事務局】当委員会の立てつけについての話もいただいたが、当委員会の目的についてはこれまでも議論させていただいているが、教職員等の体罰、ハラスメント事案、これの再発防止を目的とする、その中に協議事項として8つの協議事項、これがすなわち8つの部会であり、これは県教委が策定した第三者委員会の提言に基づいて「岩手モデル」策定委員会を設置したということである。また策定するに当たり、御遺族様にそういうことで進めてよろしいか、その辺は合意をさせていただきながらこれまで進んできているので、我々としては学校現場から教員による体罰、ハラスメント、暴力、こういったものをなくしていくのだということでの取組ということで御理解いただきたい。

#### 議事イ 再発防止「岩手モデル」策定に係る協議の継続について

【委員】理由の解明の部分、先ほどの被害者御家族様の話では、理由の解明の中で明らかにされている事実関係と被害者御家族様が把握している事実関係が大幅に違っているということが改めて分かった。この部分に関しては、再発防止策を立てる前提となる条件ですので、もっときちんと整理しておかなければならないと思う。了解が得られれば、御遺族様、被害者御家族様から様々な情報を再びいただいて、この理由の解明を根っこの部分からやり直さなければならぬなと思っている。

【委員】私も今の意見に同意したいと思う。正直言って、我々が見せられている理由の解明に書かれている事実というものが、いかに事実あったことを隠蔽するような、虚偽に満ちたものであるかということが非常によく理解できた。こういったものをベースにして、そこから方法を検討したところで、到底被害者、御遺族の方の心情に寄り添ったようなものというのはつくれないと思う。

【委員】冒頭の提案では、この検討を令和5年度も継続するという事しか聞き取

れなかったが、この資料を頂くと、いや令和5年度中のどこかの時点では「岩手モデル」を策定するという、そういう資料になっているように見えるが、そのことも含めて、要するに今後も検討は続けるけれども、5年度中には策定しましょうと、そういう提案なのか確認したい。

【事務局】スケジュールの具体については、次回、5月に開催予定の第9回の策定委員会においてと提案させていただいたが、県教委としてはできるだけ早期のモデル策定を目指しているというところである。

一方で、モデル策定に当たっては、広く意見を聞く機会も必要であると考えており、その際いただく御意見を参考に丁寧な検討をするには、一定の時間は要するというのを踏まえ、目安として一応令和5年度以内としたところである。

【委員】事実関係の整理のところ、皆さんもいろんな審査とかをやっていると思うが、被害に遭われた方たちがどう言っているかというのを入れていき、これが実際どうだったのかと整理していかないと分からないというところもあると思う。

あと教員に求められる資質とか能力とか、こういうことが起きて、どういうふうに見直して、こういうふうコンピテンシーとしてあるべきなのだとか、スキームとしてはどうなのだとするところを明らかにしつつ上で、それを落とすしていくという作業になるかと思うので、岩手県の教員としてのコンピテンシーというのがあるのか、そこをやはりちゃんと今回のことを通じて見直していただきたい。

【被害者】スケジュール内の広く意見を聴く機会、中間案作成時とあるのは、これは住民公聴会というイメージでよろしいか。

【事務局】広く意見を聴く会ということについて、県教委としては中間案ができたときがよろしいかと考えているが、委員の皆様から様々御意見もいただいているので、そこは引き続き検討が必要なところと思っている。

広く意見を聴く方法とか、タイミングの具体については、今後策定委員会の中で御相談させていただきたい。

【被害者】この前もお話ししたが、もうレイマンコントロールの下に皆さん成り立っているわけですから、これからの子供たちのためにこれをするので、住民公聴会という形でぜひやっていただきたいと思う。

【事務局】本日我々が提示した資料、我々としては関係者からのヒアリングをしっかり実施し、委員の皆様にも御助言いただきながら取りまとめたところであるが、様々御指摘があった。被害者御家族様から見た事実とは異なるのではないかということが端的にお話しされた。我々職員としては、全力で過去の職員等にも当たり、残っている資料等にも当たっているが、各委員からもそういう話をいただいたので、人事管理等検討部会の持ち方、資料の作成と整理の仕方等も含めてちょっと



持ち帰りさせていただき、我々とすれば、「岩手モデル」策定というのは第三者委員会からの提言を受けて、二度と県の教育界からこういう体罰、暴言等、これをなくすと、そしてこのような悲しい事件を二度と起こさないために取り組んでいくという理念の考え方の下、進めてきているので、なるべく早期に我々としてこのモデル策定に取り組んでいきたいと思っている。

【被害者】事前に県教委にファクスで送っており、元顧問が処分に対する不服申立てを行ったというふうに聞いているが、県教委による処分説明書と不服申立ての内容について開示、説明いただきたい。

【事務局】不服申立ての件について、懲戒処分を受けた被処分者は処分に不服がある場合には岩手県人事委員会に審査請求をすることができるという制度になっている。その制度というのは、岩手県人事委員会が定める規則に従い行われることになるが、その規則に従うと、実際に請求があったかどうかの問合せも含め、個別案件についてはお答えできないことになっているので、御理解のほどお願いしたい。

【被害者】不服申立てについては、それもよく行政上の理解はしているが、処分説明書、これはどのような内容なのか。

【事務局】処分説明書の部分については、昨年7月17日、第6回策定委員会を開催した際に、懲戒免職処分について資料をもって説明させていただいている。処分説明書自体につきましては、開示しかねるということで御理解いただきたい。

【被害者】非開示なのか。開示されるのか。

【事務局】地公法の規定に基づき、不利益処分を行う際に交付することが義務づけられているものであり、個人の文書ということになるので、公開することは想定されているものではないという理解である。

【被害者】開示できない行政上の根拠というのはあるか。

【事務局】個人情報保護条例ということになると思う。

【被害者】この策定委員会、今やっている議論の根底に関わることなので、最低限この委員会の中では開示をしていただかないと、何が不服なのだという話になってしまう。今日はないかと思うが、次回ぜひ開示をお願いしたい。

【事務局】ただいまの件について、今個人情報保護条例とお伝えしたが情報公開条例の個人情報とは人事情報に当たるということで、これは誰が開示請求をしても非開示の取扱いになる情報なので、基本的にこの場であっても個人の処分に係る処分理

由説明書が開示されるということはないと御理解いただきたい。

【被害者】本来であれば、皆さんが職務命令を出して元顧問にここで意見陳述をさせるべきだということ、皆さんの不作為によって結局なされなかったわけなので、せめて処分説明書ぐらい開示されてはいかがかということである。

## その他

【事務局】前回、御遺族様からの御要望を踏まえ、今後策定委員会で報告した部会の検討状況に対しまして傍聴の皆様から御意見がある場合について、会場で配付する用紙に御意見を記載の上、終了時等に提出していただきたい。

なお、意見を記載いただくに当たり、委員会の趣旨に沿った内容とされるようお願いしたい。また、いただいた御意見については、モデル策定に向けた検討等の参考にすることが目的であり、目的以外には一切使用しないということを申しあげておく。

## 閉会

【事務局】以上をもちまして、第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了いたします。お疲れさまでした。